

成年被後見人の選挙権行使に関する意見書

成年後見制度は平成12年の導入以降、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方の財産管理や生活上の契約等を援助者が代理等することにより、本人を支援する制度として徐々に普及し、年間3万件近くの新規申立て件数があるなど多くの人に活用されている。

しかし、公職選挙法第11条第1項第1号において、成年被後見人は選挙権を有しない旨の規定が設けられているため、後見が開始されると成年被後見人は選挙権を行使できなくなってしまう。昨年2月1日に、成年後見制度の利用に伴い選挙権を喪失するのは選挙権を国民の権利と定める憲法に違反するとして、選挙権の確認を求める訴訟が全国で初めて提訴されて以来、各地で同様の訴訟が提訴されている。みずからの権利を守るために成年被後見人になったにもかかわらず選挙権を喪失するということは、権利擁護としての成年後見制度の理念に反しており、人権侵害であるとの意見もある。

よって、大和郡山市議会は、政府に対し、財産管理については幅広く代理を認めつつ、憲法で認める選挙権を行使できるよう、成年後見制度の見直しを含め必要な法改正を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 3月19日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣